

令状請求 ハンドブック 〔第2版〕

杉山徳明
関根 亮
山下順平
武井聰士
編著

立花書房

改訂に当たって

本書は、第一線で捜査に従事する捜査官が、令状請求等を行うに当たって生じ得る実務上の問題点について、判例や実務慣行等を踏まえ、わかりやすく解説するものであり、令状請求等の執務を行う際に役立てていただくことを目的としている。

平成26年に本書の初版である『令状請求ハンドブック』（廣上克洋編）が刊行され、既に7年以上が経過した。その間、情報通信技術の急速な発展と社会への普及は、我々の社会生活を大きく変化させ、社会生活において生起する事象である犯罪やこれを対象とする捜査の在り方にも大きな影響を及ぼしている。

そのため、第一線で捜査に従事する捜査官が、こうした社会の変化に伴う捜査の在り方に関して頭を悩ますことも少なくないと思われる。例えば、コミュニケーションツールのデジタル化が広く浸透した結果、犯罪に関する情報もデジタル情報としてスマートフォン等の各種端末機器やサーバ・コンピュータに残存することが多くなっており、捜査の現場においても、こうしたデジタル情報を適切に証拠化することが重要になっているほか、その情報を管理するサーバ・コンピュータが海外に存在する場合の対応に迫られることもあるものと思われる。また、スマートフォンやカーナビゲーションシステムの普及により、発信位置情報や移動履歴に対する捜査を行う場面に直面することも少なくないと思われる。そして、GPSを利用した捜査については、個人の権利との関係で、その適否が大きく問題となる事態が生じている。

こうした新たな問題について、近時、最高裁による重要な判断が相次いで示されている。このような情報通信技術の発展に加えて、世界的な感染症の流行は、様々な分野でのオンライン化を強く推進させ、刑事手続においても、令状請求手続をオンライン化する検討が始まっている。

4 改訂に当たって

また、こうした情報通信技術の発展に伴う変化だけでなく、組織的犯罪が依然として大きな社会的問題となっている中、平成28年には、いわゆる通信傍受法が改正され、対象犯罪が拡大されており、その適用範囲や要件を適切に把握することが必要となっている。

以上のような有効かつ適切な証拠収集という視点とは別に、捜査手続における犯罪被害者の保護も重要な問題であり、その中で、逮捕状等の請求手続における被害者の人定事項の秘匿が問題となる状況も生じている。

本書は、こうした社会状況の変化に伴う捜査手法の変化や、これに関連する近時の重要な判例等を踏まえ、内容のアップデートを図るとともに、従来からの基本的な捜査手法等についても、必要な補充、改訂を行い、初版の内容的な拡充を図ったものである。もとより、本書も、初版同様、捜査の現場等で活用されることを主たる目的としており、そのために活用しやすい構成を維持している。

なお、本書は、司法研修所検察教官室の関根亮次席教官をはじめ、古賀由紀子、犬木寛、小野寺明、中山大輔、中畠知之、野崎高志、瀧間俊朗、堀越健二、山下順平、武井聰士、武田和寿、鈴木輝仁、坪井慶太、土居景子の各教官（いずれも令和3年3月時点）において、分担して執筆したものに、小職が全般的に調整を加えたものである。

本書が、初版同様に、第一線で活動する捜査官の皆様にとって、いささかも執務上の参考になれば、幸いである。

令和3年7月

杉山 徳明

はしがき

本書は、平成6年に初版が刊行された『令状請求の実際101問』（馬場義宣代表編著）をそのルーツとする。

同書は、第一線で捜査に従事している捜査官等の捜査活動や勉学の一助になればとの目的から刊行されたものであり、令状請求の要件とその方式を解説することを主題としつつ、令状請求について理解するためには、その根本である強制捜査の意義と役割を十分に把握しておくことが重要であるという観点から、令状主義の本質から強制捜査全般にわたる概説書ともなるようまとめられたものである。その後、同書は、法令の改廃や新たな判例等を中心に見直され、平成13年に『令状請求の実際101問〔改訂〕』（三浦正晴＝北岡克哉編著）として刊行された。

本書は、前回の改訂から10年余りが経過し、この間、刑事手続に関する重要な法改正が行われ、実務上参考になると思われる裁判例等が公刊物に掲載されるに至っていることにかんがみ、これらの法改正や判例等についてもできるだけ触れるように心がけるとともに、この際、実務家がより利用しやすい概説書を目指して旧版をリニューアルし、『令状請求ハンドブック』と改題して刊行するものである。

本書の構成については、これまでの縦書きであったものを横書きにしたほか、旧版を踏襲して捜査の現場等で活用されることを主たる目的として、従来の一問一答形式により分かりやすく解説を試みるスタイルを基本的に維持しつつ、解説の理解を助けるために、新たに各問の中で解説事項を示す小見出しを設けるなどの工夫をした。

また、内容については、新たな立法等に触れる項目を若干追加し、既存の項目についても必要な見直しをして補正したが、旧版の簡にして要を得た記述をそのまま本書でも用いさせていただいた。

6 はしがき

もとより、本書は、日々の捜査活動を遂行する上での令状請求に関する全ての留意事項を記述したものではなく、基本的な令状実務の理解を得るために内容に絞ってまとめられている。事案によっては、更に条文のコメント一覧や判例解説に当たる必要がある。しかしながら、本書は、取り上げた各問ごとに関連する条文を列挙して、小見出しを付しているので、まずは本書に当たり、問題となる関係条文とその基本的な解釈・運用を短時間に理解するために活用されることが望まれるところであり、限られた時間的制約の下で、適正な捜査活動を行う一助ともなればと願う次第である。

なお、本書は、司法研修所検察教官室の山口英幸次席教官を取りまとめ責任者とし、星野敏、白坂裕之、青木裕史、西澤芳弘、福田あずみ、市木政昭、外ノ池和弥、橋本ひろみ、松居徹郎、津田敬三、山田忠宏、中井公哉、中田光治、丸山秀和、鶴田洋佐、古田浩史の各教官及び坪井麻友美所付（いずれも平成26年3月時点）において分担して執筆したものに、小職が全般的に調整を加えたものである。

本書が、旧版同様に、いささかでも第一線捜査官の皆様にとって執務上の参考になれば、幸いである。

平成26年3月

廣上 克洋

凡 例

〈法令表記〉

略称は有斐閣の六法全書に従い、括弧内では以下のように表記する。

刑事訴訟法321条1項3号 刑訴321 I (3)

刑事訴訟法210条1項前段 刑訴210 I 前

同一法令の条文は「・」(中点)、異なる法令の条文は「,」(カンマ)でつないだ。

〈判例集等略語表記〉

刑集 大審院刑事判例集、最高裁判所刑事判例集

民集 最高裁判所民事判例集

裁集 最高裁判所裁判集刑事

高刑集 高等裁判所刑事判例集

高検速報 高等裁判所刑事裁判速報

裁判特報 高等裁判所刑事裁判特報

東時 東京高等裁判所刑事判決時報

下刑集 下級裁判所刑事判例集

下民集 下級裁判所民事判例集

刑月 刑事裁判月報

刑資 刑事裁判資料

判時 判例時報

判タ 判例タイムズ

〈文献等略語表記〉

杉山=吉田 杉山徳明=吉田雅之『情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律』について(下)』法曹時報64・5・55

大コメ刑訴 河上和雄ほか編 大コメントナル刑事訴訟法〔第2版〕(1~11) 2010~2017年 青林書院

注解刑訴 平場安治ほか著 注解刑事訴訟法〔全訂新版〕(上, 中, 下) 1982年, 1983年, 1987年 青林書院新社, 青林書院

8 凡 例

- 註釈刑訴 青柳文雄ほか著 註釈刑事訴訟法（1 [増補版], 2～4）1976
～1981年 立花書房
- 注釈刑訴 伊藤榮樹ほか著 注釈刑事訴訟法〔新版〕（1～7）1996～2000
年 立花書房
- 河上和雄ほか著 注釈刑事訴訟法〔第3版〕（1, 4, 6, 7）
2011年, 2012年, 2015年, 2020年 立花書房
- 判例百選9 井上正仁ほか編 刑事訴訟法判例百選〔第9版〕（別冊ジュリスト
ト203号）2011年 有斐閣
- 令状実務 田中康郎監修 令状実務詳解 2020年 立花書房
- 令状基本 新関雅夫ほか著 増補令状基本問題（上, 下）2002年 判例時
報社

目 次

改訂に当たって

はしがき

凡 例

第1章 総 説

1 令状主義とその例外	1
2 令状の法的性格	3

第2章 逮 捕

3 逮捕の意義	6
4 「逮捕の理由」の意義	9
5 「逮捕の必要」の意義	11
6 通常逮捕の制限	14
7 逮捕状の有効期間	16
8 逮捕状の請求	18
9 逮捕状請求書（甲）の記載要領〔その1：作成者、罪名、被疑 事実の要旨、請求先〕	21
10 逮捕状請求書（甲）の記載要領〔その2：被疑者特定の程度〕	25
11 逮捕状請求書（甲）の記載要領〔その3：有効期間、引致場所〕	28
12 逮捕状請求書（甲）の記載要領〔その4：逮捕の理由及び必要〕	30
13 逮捕状請求書（甲）の記載要領〔その5：前の逮捕状の請求又は 発付〕	32

10 目 次

14 逮捕状請求書（甲）の記載要領〔その6：数通の逮捕状、刑訴法 199条1項但書に定める事由〕	34
15 逮捕状請求の際に提供すべき資料	36
16 逮捕状請求の審査	39
17 逮捕状請求の却下と撤回	42
18 所在不明の被疑者に対する逮捕状の更新	45
19 引致場所変更請求と同請求書の記載要領	48
20 緊急逮捕の合憲性	50
21 緊急逮捕が許される犯罪	52
22 緊急逮捕における犯罪の嫌疑の程度	54
23 緊急逮捕における緊急性	56
24 緊急逮捕後の逮捕状請求手続	58
25 緊急逮捕の必要	60
26 緊急逮捕後における逮捕状の請求	62
27 逮捕状請求書（乙）の記載要領	65
28 逮捕状請求の際に提供すべき資料	68
29 緊急逮捕後における逮捕状請求の審査	70
30 緊急逮捕した被疑者が逃走した場合と逮捕状請求の要否	72
31 現行犯逮捕の要件〔その1：犯罪と犯人の明白性〕	74
32 現行犯逮捕の要件〔その2：犯罪の現行性・時間的接着性〕	77
33 準現行犯逮捕の要件〔その1：犯罪及び時間的接着性の明白性〕	80
34 準現行犯逮捕の要件〔その2：「犯人として追呼されているとき」 の意義〕	84
35 準現行犯逮捕の要件〔その3：「贓物又は明らかに犯罪の用に 供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき」の意義〕	87
36 準現行犯逮捕の要件〔その4：「身体又は被服に犯罪の顕著な 証跡があるとき」の意義〕	89
37 準現行犯逮捕の要件〔その5：「誰何されて逃走しようとする とき」の意義〕	92

第3章 勾 留

38	勾 留	94
39	逮捕前置主義	97
40	勾留の理由と必要	99
41	勾留の理由〔その1：住居不定〕	102
42	勾留の理由〔その2：罪証隠滅のおそれ〕	104
43	勾留の理由〔その3：逃亡のおそれ〕	107
44	勾留請求の手続	109
45	勾留の場所	114
46	違法な逮捕と勾留請求	117
47	勾留請求却下に対してとり得る措置	121
48	勾留期間の延長	124

第4章 逮捕・勾留に係る諸問題

49	逮捕・勾留と事件単位の原則	127
50	身柄拘束中に逃走した被疑者を再拘束する方法	130
51	別件逮捕・勾留	133
52	余罪取調べの可否と限界	136
53	同一事実による再逮捕・再勾留	138
54	常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否	141
55	弁護人らとの接見交通	144
56	弁護人ら以外の者との接見交通	147
57	少年の逮捕	149
58	少年の勾留	152
59	外国人の逮捕・勾留	155
60	国会開会中の議員の逮捕	157

第5章 捜索・差押え・検証・身体検査

61	検証に伴う処分	195
62	令状による検証	164
63	検証の実況見分	201
64	検証の請求	203
65	検証の請求書の記載要領	205
66	検証の要件	209
67	検証の実況見分	211
68	検証の範囲	214
69	検証の実況見分	217
70	検証の要件	220
71	検証の実況見分	223
72	検証の実況見分	225
73	検証の実況見分	228
74	検証の実況見分	228
75	検証の実況見分	228
76	検証の実況見分	228
77	検証の実況見分	228
78	検証の実況見分	228
79	検証の実況見分	228
80	検証の実況見分	228
81	検証の実況見分	228
82	検証の実況見分	228
83	検証の実況見分	228
84	検証の実況見分	228
85	検証の実況見分	228
86	検証の実況見分	228

87	電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法	230
88	電気通信回線で接続している記録媒体からの複写（リモート・アクセス）	234
89	記録命令付差押え	239
90	電磁的記録の保全要請	243
91	押収した電磁的記録媒体内からの情報の読み出し	245

第 6 章 鑑定留置・鑑定上必要な処分

92	鑑定留置	248
93	鑑定留置請求上の留意点	253
94	鑑定留置期間の延長・短縮	255
95	鑑定処分	257
96	鑑定処分許可請求書の作成上の留意事項	261

第 7 章 捜索・差押え・検証・身体検査・鑑定上必要な処分に係る諸問題

97	電話等の傍受と令状	264
98	GPS 機器を使用した捜査	267
99	強制採尿と令状	269
100	強制採血と令状	272
101	指紋の採取と令状	274
102	体腔に挿入され、又は嚥下された証拠物の押収と令状	277
103	毛髪、爪などの強制採取と令状	279
104	被疑者不詳と令状請求	281
105	死者を被疑者とする令状請求	284
106	夜間執行について	287

第8章 その他の諸問題

107 犯罪人引渡しに係る拘禁・仮拘禁	289
108 國際捜査共助等に関する法律による令状請求	292
109 没収保全・追徴保全の請求	295

付 錄

逮捕手続に関するチェックポイント例	299
勾留手続に関するチェックポイント例	303
捜索・差押え, 検証, 鑑定等の手続に関するチェックポイント例	306
用語索引	308
判例索引	317

第1章 総 説

① 令状主義とその例外

令状主義とは何か。また、その例外はあるのか。

〔関係条文〕 憲法33条、35条、刑訴法1条、197条等

1 令状主義の意義

(1) 公共の福祉と基本的人権の保障

憲法は、基本的人権の保障と、これを制約する「公共の福祉」の維持との調和を求めており（憲11・12・13）。刑事手続において、捜査機関は、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ」捜査を行わなければならない（刑訴1）。捜査は、犯罪の真相を明らかにし、犯罪によって侵害された法秩序を回復するという「公共の福祉」の維持に重要な役割を果たしているが、被疑者を含む国民一般に対する「基本的人権の保障」の要請にも的確に対応しなければならない。

(2) 任意捜査の原則・強制処分法定主義

刑訴法は、任意捜査を原則とし、捜査機関は、「捜査については、その目的を達するため必要な取調べ〔注：広く捜査のため必要とされる一切の手段、方法をいう。〕をることができる」（刑訴197条1項）が、強制処分による捜査（強制捜査）は、同法に「特別の定のある場合でなければ、これをすることができない」としている（同1項）。これは、任意捜査にも、基本的人権の保障の観点から、おのずからその手段、方法に限界があるが、特に、強制捜査については、人と物に対して強制処分が行われることから、法定された場

2 第1章 総 説

合に限ることによって、捜査における基本的人権の保障を図る趣旨である。

(3) 令状主義の原則

ところで、憲法は、刑事手続に関する基本的人権の保障について多くの規定を設け（憲31以下）、その中で、逮捕・捜索・押収等の強制処分は、一定の場合を除いて、権限を有する司法官憲（裁判所又は裁判官）の発する令状によらなければできないとしている（憲33・35）。これを令状主義という。これは、強制捜査には裁判官による司法的審査が必要とする原則である。これを受けて、刑訴法は、逮捕・勾留・捜索・差押え・検証・身体検査・鑑定処分、鑑定留置等の強制処分について、裁判官の発する令状を必要とすることを原則とし、それぞれの要件・手続を具体的に定めている。

2 令状主義の例外

(1) 憲法における例外規定

しかしながら、この令状主義は、公共の福祉と基本的人権の保障との調和を目的とするものであるから、公共の福祉の観点から基本的人権が制約されてもやむを得ないことが明らかな場合には、捜査機関が令状なしに強制処分を行うことができるとしても、何ら不都合はないはずである。この点に関し、憲法自体も、現行犯の場合には、令状なくして逮捕することができる（憲33）、逮捕した場合には、令状なくして捜索・押収等ができるとしている（憲35 I）。現行犯の場合には、犯人が明白であり、かつ、逮捕の必要が高いので逮捕権濫用のおそれもないからである。また、逮捕という人身を拘束する重大な強制処分が合憲的に許される以上、その場合にその住居への立入り、それに付随した捜索等を許すことは、私生活の不当な侵害とはいえないし、関係証拠を保全するなどの必要性もあるからである。

(2) 刑訴法における例外規定

そこで、刑訴法は、現行犯及び準現行犯の逮捕（刑訴212・213）、被疑者を逮捕する場合においての住居等に立ち入っての被疑者の捜索及び逮捕現場での捜索・差押え・検証（刑訴220 I・III）には、令状を必要としないとしている。また、被疑者に対し発せられた勾引状・勾留状を執行する場合の住居等に立ち入っての被疑者の捜索等についても同様である（同IV）。

第2章 逮捕

③ 逮捕の意義

刑訴法上の逮捕手続にはどのようなものがあるか。

〔関係条文〕 刑訴法199条、210条、212条、213条等

1 逮捕手続の意義・種類

逮捕とは、被疑者の身体の自由を拘束し、引き続き比較的短期間その拘束の状態を続けること（留置を含む。）をいう。逮捕には、通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕の3種類がある。

2 通常逮捕

(1) 通常逮捕の意義

通常逮捕とは、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるとき、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、被疑者を逮捕することであり（刑訴199Ⅰ），令状主義に基づく逮捕の主たるものである。

(2) 逮捕権者及び逮捕状請求権者

通常逮捕の逮捕権者は、検察官・検察事務官・司法警察職員であるが、逮捕状の請求権者は、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限定されている。）である（刑訴199Ⅱ）。なお、法定刑が一定額以下の罰金以下の刑に当たるなどの軽微な罪については、所定の制限があることに注意を要する（同条Ⅰ但、第6問参照）。

第3章 勾留

38 勾留

被疑者の勾留とは、どのような制度か。

〔関係条文〕 刑訴法204条～208条、60条～64条、刑訴規則139条～141条、
147条～149条

1 勾留の意義

勾留とは、被疑者又は被告人を拘禁する裁判及びその執行をいい、未決勾留ともいう。勾留は、刑罰としての拘留（刑9）とは異なる。

2 被疑者の勾留と被告人の勾留の相違点

本問でいう勾留は、捜査段階における被疑者の勾留である。被告人の勾留（刑訴60～64）を起訴後の勾留というのに対し、被疑者の勾留を起訴前の勾留とも呼ぶ。

刑訴法は、前記（第2問）のとおり総則で被告人の勾留について定め、その規定を原則として被疑者の勾留に準用するという形で規定している（刑訴207I）。被告人を勾留するかどうかは裁判所の職権によって判断されるが、被疑者の場合、裁判所の職権による勾留は認められず、勾留の請求は検察官の専権に属する。すなわち、検察官は、逮捕された被疑者について、被疑者の弁解を聞いた後、更に継続して身柄拘束する必要がある場合には、裁判官に対し勾留請求の手続をすることとなる。

被疑者の勾留は、そのほか、勾留期間が別に法定されていること（刑訴

第4章 逮捕・勾留に係る諸問題

49 逮捕・勾留と事件単位の原則

逮捕・勾留の効力は事件単位で考えるのか。

〔関係条文〕 刑訴法207条、60条

1 事件単位の原則の意義

逮捕・勾留は、事件、つまり被疑事実ごとに行われる。つまり、逮捕・勾留の効力については、逮捕状又は勾留状に記載された被疑事実を基準に考え、その効力は、当該被疑事実のみに限られ、それ以外の犯罪事実には及ばない。これを事件単位の原則という。この原則は、身柄拘束の基本原理である令状主義に由来するものである。

これに対し、逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲を身柄拘束された被疑者単位に考えるという見解（人単位説）もあるが、実務では採用されていない。

2 被疑事実の同一性

(1) 被疑事実が異なれば再逮捕・再勾留も可能

逮捕・勾留の理由及び必要の存否は、身柄拘束の基礎となった被疑事実について判断されることになる。同一の被疑者について、被疑事実が異なれば、一般論として被疑事実の数だけ逮捕・勾留することができる。例えば、A事実で逮捕・勾留されている被疑者を更にB事実で逮捕・勾留することは許される。このように、複数の被疑事実で逮捕・勾留を繰り返すことは一般的に可能ではあるが、同一の事件について逮捕・勾留を繰り返すことは、例

第5章 捜索・差押え・検証・身体検査

61 捜索・差押え・検証・身体検査

搜索・差押え・検証・身体検査とは何か。

〔関係条文〕 刑訴法218条, 220条, 222条等

1 意義

(1) 捜索

「搜索」とは、人の身体、物又は住居その他の場所につき、証拠物若しくは没収すべき物と思料するものの発見又は被疑者、被告人の発見を目的とする強制処分であり、物を搜索する場合と人を搜索する場合とがある（刑訴222・102・220・126）。通常、前者は捜査機関が物を差し押さえる場合に、後者は捜査機関が被疑者を逮捕する場合に行われる。

人の身体に対する搜索とは、人の身体を搜索場所として物を搜索することであり、現に身に附いている服のポケット内等を調べること、その服を脱がせて脇や股間を調べること、頭髪、口腔、耳腔、鼻腔内等を調べることなどである。なお、女子の身体を搜索する場合には、急速を要する場合を除き、成年の女子を立ち会わせなければならない（刑訴222・115）。

(2) 差押えと領置

「差押え」とは、所有者、所持者又は保管者から、証拠物又は没収すべき物と思料するものの占有を強制的に取得継続する処分（刑訴222・99）である。物の占有取得の過程に強制力が加えられる点で、遺留物や任意提出物の占有を取得する処分である「領置」（刑訴221）と異なる。占有取得後、強制的に

第6章 鑑定留置・鑑定上必要な処分

92 鑑定留置

鑑定留置の意義、要件及び効果は何か。

〔関係条文〕 刑訴法167条、223条1項、224条等

1 意義

(1) 精神鑑定の鑑定嘱託

捜査においては、被疑者に精神の異常がうかがわれ、その責任能力について問題が生じることがある。この場合、捜査官は、被疑者に精神の障害があるか否か、あるとすればその程度を明らかにしなければならない。しかし、捜査官は、精神医学の専門家ではないことから、精神科医等の専門家に被疑者の精神鑑定を依頼（嘱託）することになる。

このように精神鑑定を必要とする場合を含め、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、専門家に鑑定を嘱託することができる（刑訴223Ⅰ）。この捜査機関から鑑定を嘱託された専門家を「鑑定受託者」という（なお、捜査実務では、鑑定受託者を「鑑定人」と呼ぶことがあるが、刑訴法上の「鑑定人」は、裁判所から鑑定を命じられた者を指す。）。

「鑑定」とは、特別の知識経験がある者に、その専門的知識又はそれに基づく判断の報告をさせることをいう。鑑定受託者には、鑑定の嘱託を引き受ける義務はなく、これに応じるか否かは任意であることから、鑑定嘱託そのものは、任意処分である。

第7章 捜索・差押え・検証・身体検査・鑑定上必要な処分に係る諸問題

97 電話等の傍受と令状

電話等の通信内容を傍受するにはどのような手続が必要か。

〔関係条文〕 刑訴法197条1項、222条の2、通信傍受法、憲法21条2項

1 平成11年最高裁決定

電話等の通信内容の傍受については、従来、明示的な規定がなかったが、最高裁は、傍受を行うことが犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められるときは法律の定める手続に従ってこれを行うことも憲法上許されるとの見解の下に、検証許可状による電話傍受の合法性を認めていた（最決平11・12・16刑集53・9・1327）。

2 通信傍受法

(1) 制定経緯

しかし、通信等の傍受の性格上、従来の強制処分とは異なる取扱いが必要であるとの観点から、刑訴法の一部を改正して電気通信の傍受を行う強制処分ができる旨の根拠規定を新設し（刑訴222の2）、その具体的な要件・手続等を定めるものとして、通信傍受法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）が制定され、平成12年8月15日に施行された。そのため、通信傍受法に規定される「電気通信の傍受」は同法の傍受令状によるべきであり、検証許可状によって行うことはできない。

第8章 その他の諸問題

107 犯罪人引渡しに係る拘禁・仮拘禁

犯罪人引渡しに係る拘禁・仮拘禁とは何か。

〔関係条文〕 逃亡犯罪人引渡法 5条～7条, 23条～25条等

1 犯罪人引渡しとは

犯罪人引渡しとは、外国の法令を犯した犯罪人が現在する国の政府が、当該犯罪人を、その外国の請求によって、審判又は刑の執行のため、当該外国に引き渡すことをいう。我が国が外国から犯罪人の引渡請求を受けた場合、逃亡犯罪人引渡法（昭和28年法律第68号）によって手続が進められる。

2 犯罪人引渡しの手続の概要

逃亡犯罪人引渡法による犯罪人引渡しの手続の概要は、次のとおりである。

まず、外国からの引渡請求は外務大臣に対してなされ、外務大臣は、一定の場合を除き、引渡請求書等を法務大臣に送付する（犯人引渡3）。法務大臣は、一定の場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、東京高等裁判所に審査請求をするよう命ずる（犯人引渡4）。東京高等検察庁検事長は、犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合等を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官の発する拘禁許可状により犯罪人を拘禁させる（犯人引渡5・6・7。東京高等検察庁の検察官は、検察事務官、警察官、海上保安官又は海上保安官補に拘禁許可状による拘束をさせることができる。）。東京高等検察庁の検察官は、東京高等裁判所に審査請求をする（犯人引渡8）。

用語索引

【あ】	オンライン化	4	
アクセスログ	241		
足型	274	概括的表示	173
新たな逮捕行為	73	外国人	155
暗号化	233	解錠行為	119
【い】		開扉行為	192
医師	170	解剖すべき死体	262
一罪一逮捕一勾留の原則	138, 141	科刑上一罪	142
一罪一逮捕一勾留の原則の例外	142	加重逃走罪	130
一般的指示	21	家庭裁判所	153
移転	231	カーナビゲーションシステム	168
違法捜索	224	管轄裁判所	121
違法逮捕	117	看護師	170
違法な差押え	227	観護令状	4
印刷	231	鑑定	248
インターネット接続会社	232	鑑定受託者	248
引致	8	鑑定処分	257
引致すべき官公署その他の場所	29	鑑定処分許可状	257, 259, 273, 280
引致場所	29, 48	鑑定処分許可状の請求権者	261
引致場所変更請求	48	鑑定処分許可請求	261
引致場所変更請求書	49	鑑定人	248
引致前の逃走	72	鑑定人が立ち入るべき住居	262
【え】		鑑定留置	248
嚥下された証拠物	278	鑑定留置期間延長・短縮請求書	256
【お】		鑑定留置期間の延長・短縮	252
押収拒絶権	170	鑑定留置状	4, 249
押収目的物存在の蓋然性	180	鑑定留置請求書	253
		鑑定留置中の取調べ	252
		鑑定留置の期間	250
		鑑定留置の取消し	255

鑑定留置の場所	250	緊急逮捕状の性質	62
鑑定留置場所の変更	252	禁制品	227
管理権	221		
管理権者	189		
管理権の単一性	166		

【き】

議院の逮捕許諾	157
期間の計算方法	16
期限付き許諾	158
起訴価値	134
基地局情報	197
記録媒体	230
記録命令付差押え	239
却下の手続	44
キャンピングカー	288
凶器	87
共助	292
共助の要請・受理	294
共助要請	292
強制採血	272
強制採尿	191, 269
強制採尿令状	271
強制処分の必要性	165
強制処分法定主義	1
共同管理権	218
共犯者との通謀	105
協力要請	232
許可状	3, 165
緊急執行	113
緊急性	60
緊急性の判断資料	56
緊急逮捕	7, 50, 51, 52, 82, 118, 130
緊急逮捕後の逮捕状請求	69, 70
緊急逮捕時の事実	66
緊急逮捕状の効力	70

【く】

空間の単一性	166
--------	-----

【け】

計画性	104
刑事共助条約	294
刑事未成年者	150
携帯電話	232
携帯電話の所在位置	197
軽微事件	14, 35
下剤	278
下剤の使用	189
現行犯逮捕	7, 50, 74, 118, 119, 130
現行犯人	7
検索履歴	246
検査すべき身体	262
検証	160, 201
権利等の告知	8
現に	75
現に罪を行い終わった者	77
現に罪を行っている者	77
現場供述	202
現場指示	202

【こ】

公証人	170
公訴事実の同一性	32, 128, 141
拘置所	115
交通の妨げ	219
公務員	170
公務員であった者	170
公務所での捜索・差押え	162
勾留	94

勾留期間	95, 124	財産の果実として得た財産	297
勾留期間の延長	124	罪証隠滅のおそれ	12, 104
勾留質問	112	罪証隠滅の主観的可能性	106
勾留質問調書	112	罪証隠滅の手段、方法	106
勾留状	4, 113	罪証隠滅の余地	105
勾留状の有効期間	131	再捜索・再差押え	225
勾留請求	95, 109	再逮捕	32, 33, 118
勾留請求却下	121	再逮捕・再勾留	127, 138, 140
勾留に代わる観護措置	153	採尿場所への強制連行	270
勾留の裁判の効力	132	サイバー犯罪	230
勾留の執行停止	148	サイバー犯罪条約	237
勾留の実体的要件	99	裁判官による事実の取調べ	101
勾留の手続的要件	99	裁判官の押印	118
勾留の必要	99	裁判官の審査	39, 51
勾留の必要性	100	再被害のおそれ	110
勾留の理由	99, 100	再被害防止への配慮	23, 109
勾留場所	114	罪名記載	22
顧客データ	232	差押え	159
国際上の慣例	155	差押対象物	169
国際捜査共助等に関する法律	292	差押対象物の記載	172
国際的な組織犯罪の防止に関する		差押対象物の特定	178
国際連合条約	291	差し押さるべき物	205
国際犯罪	292	差し押さるべき物の存在を	
国際法規	155	認めるに足りる状況があることを	
国務大臣	170	認めるべき資料	180
護送指揮	249		
国会議員	15, 157, 170	【し】	
国会の会期	157	歯科医師	170
誤認逮捕の防止	25	時間的接着性	78, 81
コンピュータ・ネットワーク	234	事件単位の原則	127, 137, 141
		事後の司法審査	63, 64
【さ】		事実の取調べ	112
サーバ・コンピュータ	230, 241, 246	死者に対する嫌疑	284
再延長	124	私書箱内の郵便物	182
採血	259	死体の解剖	195, 258, 260
再差押え	226	実況見分	201

執行停止	125	常習一罪	142
執行停止の主体	122	常習罪	141
執行停止の申立て	121	常習傷害	141
執行の中止の措置	287	常習性	104
実質的逮捕	119	常習賭博	141
実体法上の罪数	142	常習累犯窃盜	141
自動車の搜索	168	情状に関する事実	104, 184
自白の証拠能力	133	承諾搜索	222
自白補強法則	55	承諾による搜索・差押え	220
司法解剖	257	承諾の任意性	220
司法警察職員捜査書類基本書式例	21	少年	149
司法審査	72	少年鑑別所	152, 153
司法的審査	2, 17	少年の留置	151
氏名不詳の被疑者	26, 281	少年法	152
指紋	274	情報処理の高度化	230
指紋採取	160	情報の読み出し	245
釈放	33	初回接見	145
釈放手続	118	職務質問	93
住居	203	所在不明	107
宗教の職に在る者	170	助産師	170
住居等の搜索	222	所持	88
住居内等への立入り	259	女子の身体検査	275
住居不定	35, 102	処罰を免れようとする事情	108
主権侵害	237	処分保留	33
取材の自由	228	真意に基づく承諾	221
取材フィルム	228	新証拠の発見	139
出頭義務	136	信書便物	170, 204
出頭の確保	103	身体検査	160, 195, 204, 259
準現行犯	7	身体検査令状	259, 273, 280
準現行犯逮捕	80	身体検査令状請求書	207
準現行犯人	118	身体検査令状の請求者	208
準現行犯認定の資料	81	身体検査を受ける者	207
準抗告	121, 251, 255	身体検査を必要とする理由	165, 208
準抗告裁判所による事実の取調べ	122	身体に対する搜索	187
準抗告の申立て	125	身体の検査	258
証拠物	169	新逮捕状請求に当たっての疎明資料	46

判例索引

大審院、最高裁判所

大判大13・11・28刑集3・834	257
最判昭23・12・14刑集2・13・1751	78
最決昭25・6・29刑集4・6・1133	16
最決昭25・12・26刑集4・12・2651	16
最決昭30・11・22刑集9・12・2484	166
最大判昭30・12・14刑集9・13・2760	50
最判昭30・12・16刑集9・14・2791	82
最決昭31・10・25刑集10・10・1439	78
最決昭33・6・4刑集12・9・1971	78
最大決昭33・7・29刑集12・12・2776	173, 175, 206
最判昭35・6・9刑集14・7・957	257
最判昭35・9・8刑集14・11・1437	202
最大判昭36・6・7刑集15・6・915	212, 214
最判昭37・7・3民集16・7・1408	125
最決昭39・4・9刑集18・4・127	49
最決昭42・9・13刑集21・7・904	92
最決昭42・12・20裁集165・487	118
最決昭44・2・17裁集170・329	111
最決昭44・3・18刑集23・3・153	165, 209
最決昭44・7・25刑集23・8・1077	112
最大決昭44・11・26刑集23・11・1490	228
最判昭50・4・3刑集29・4・132	78
最判昭51・11・18裁集202・379, 判時837・104	184, 223
最決昭52・8・9刑集31・5・821	133
最決昭53・7・26判々368・227	210
最判昭53・9・7刑集32・6・1672	226
最決昭55・10・23刑集34・5・300	165, 191, 259, 269, 277, 279

最決平元・1・30刑集43・1・19	228
最決平2・7・9刑集44・5・421	228
最判平3・5・10民集45・5・919	146
最決平6・9・8刑集48・6・263	188
最決平6・9・16刑集48・6・420	270
最決平8・1・29刑集50・1・1	82, 218
最大判平11・3・24民集53・3・514	137, 144
最決平11・12・16刑集53・9・1327	264
最判平12・6・13民集54・5・1635	145
最決平14・10・4刑集56・8・507	161, 193
最決平15・5・26刑集57・5・620	221
最決平19・2・8刑集61・1・1	189
最決平20・4・15刑集62・5・1398	163
最判平21・9・28刑集63・7・868	201
最決平27・10・22裁判集318・11	100
最大判平29・3・15刑集71・3・13	200, 267
最決令3・2・1裁判所ウェブサイト	237

高等裁判所

名古屋高判昭26・3・3高刑集4・2・148	212
札幌高判昭27・3・12高刑集5・3・413	25
東京高判昭30・6・30裁判特報2・13・679	28
大阪高判昭31・6・19裁判特報3・12・631	221
福岡高判昭32・9・10裁判特報4・18・471	85
東京高判昭33・7・19高刑集11・6・347	130
高松高判昭34・6・15下民集10・6・1241	30
東京高判昭38・4・18東時14・4・70	282
大阪高判昭40・11・8下刑集7・11・1947	78
東京高判昭41・5・10高刑集19・3・356	227
仙台高判昭42・8・22下刑集9・8・1054	78
仙台高判昭44・4・1刑月1・4・353	85
東京高判昭44・6・20高刑集22・3・352	212, 218
東京高判昭47・10・13東時23・10・198, 判時703・108	82, 218
東京高判昭48・10・16刑月5・10・1378, 判時727・102	33, 118

東京高判昭49・2・15判時742・142	118
大阪高判昭49・11・5判夕329・290	219
広島高判昭49・12・10判時792・95	252
福岡高判昭50・6・25判時802・119	221
大阪高判昭50・11・19判夕335・353	58
東京高判昭53・3・29判時892・29	137
東京高判昭53・11・15高刑集31・3・265	219
名古屋高金沢支判昭56・3・12判夕450・154	221
広島高判昭56・11・26判時1047・162	223
広島高判昭58・2・1判夕496・166	58
東京高判昭58・7・13高刑集36・2・86	229
札幌高判昭58・12・26刑月15・11=12・1219	224
東京高判昭62・4・16判時1244・140	90
東京高判平2・8・29判時1374・136	270
福岡高判平4・1・20判夕792・253	221
東京高判平4・7・20判時1434・143	156
東京高判平5・4・28高刑集46・2・44	218
東京高判平6・5・11判夕861・299	189
東京高判平22・6・4東時61・1=12・111	221
福岡高判平24・5・16高検速報平24・242	194
東京高判平28・12・7高刑集69・2・5	246
札幌高判平29・9・7高検速報平29・336	271
福岡高判平30・7・20高検速報平30・458	194
東京高判平31・1・15東時70・1=12・1	247

地方裁判所

東京地決昭29・3・6判時22・3	158
広島地呉支判昭34・8・17下民集10・8・1686	38
東京地決昭39・10・15下刑集6・9=10・1185	118
仙台地判昭41・1・8下刑集8・1・19	85
京都地決昭41・10・20下刑集8・10・1398	82
東京地決昭42・8・5判夕209・198	250
釧路地決昭42・9・8下刑集9・9・1234	75

東京地決昭42・11・9判夕213・204	88
東京地決昭43・3・5判夕219・149	86
東京地決昭43・5・24下刑集10・5・581	102
函館地判昭43・11・6判時536・91	226
京都地決昭44・11・5判時629・103	76, 118
東京地判昭44・12・16判時579・29	192
京都地決昭46・4・30判時646・102	179
東京地決昭47・4・4判時665・103	139
釧路地決昭48・3・22刑月5・3・372	76
浦和地決昭48・4・21刑月5・4・874	120, 140
東京地命昭48・5・11判時719・104	26
新潟地長岡支決昭49・2・8判夕308・303	118
仙台地決昭49・5・16判夕319・300	118
福井地判昭49・9・30判時763・115	76
札幌地判昭50・2・24判時786・110	258
東京地判昭50・11・7判時811・118	167, 221
京都地決昭52・5・24判夕364・309	58, 120
東京地判昭62・4・9判夕676・269	78
大阪地決昭62・7・22判夕671・271	119
東京地判昭63・11・25判夕696・234	189
東京地決平10・2・27判時1637・152	232
東京地決平22・2・25判夕1320・282	119
名古屋地岡崎支決平25・2・22公刊物未登載	119

〈編著者紹介〉

杉山 徳明	司法研修所上席教官（検察教官室）・検事
関根 亮	司法研修所次席教官・検事
山下 順平	東京地方検察庁検事、前司法研修所教官
武井 聰士	司法研修所教官・検事

令状請求ハンドブック〔第2版〕

令和3年9月15日 第1刷発行

令和4年6月15日 第2刷発行

編著者 杉山 徳明
関根 亮
山下 順平
武井 聰士
発行者 橘茂雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03(3291)1561（代表）
FAX 03(3233)2871
<https://tachibananashobo.co.jp>

平成26年6月1日 初版第1刷発行 令和2年5月1日 第9刷発行
© Sugiyama, Sekine, Yamashita, Takei 印刷・製本／明和印刷

乱丁・落丁の際は当社でお取り替えいたします。